

水道法改正の概要



水道を取り巻く状況

現状と課題

我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。しかし以下の課題に直面している。

①老朽化の進行

- ・ 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間2万件を超える漏水・破損事故が発生。
- ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（平成28年度14.8%）。
- ・ すべての管路を更新するには130年以上かかる想定。

②耐震化の遅れ

- ・ 水道管路の耐震適合率は4割に満たず、耐震化が進まない（年1%の上昇率）。
- ・ 大規模災害時には断水が長期化するリスク。

③多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱。
- ・ 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障。
- ・ 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ。

④計画的な更新のための備えが不足

- ・ 約3分の1の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）。
- ・ 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届使用や不良工事の解消も課題。

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要**1. 関係者の責務の明確化**

- ①国、都道府県及び市町村は、水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は、水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、その事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は、広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は、基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村又は水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日（平成30年12月12日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。）

官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。



改正水道法

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。

※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、

- ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営利用料金も自ら收受。
- ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
- ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

コンセッション方式の導入に伴う懸念への対応について

- 安全な水を将来にわたり供給し続けるためには、水道事業の基盤強化が喫緊の課題
- 官民連携は基盤強化の一つの有効な手段であり、コンセッション方式の導入は官民連携の一形態として市町村の選択肢を増やすもの（実際に導入するかどうかは、市町村の判断）
- 現在の水道法の下でもコンセッション方式の導入は可能だが、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けることが必要となる。そのため、市町村の関与を強化し、市町村の最終責任の下で、サービスを維持・運営することが可能となるよう、水道法を改正。

1・議会関与の下、市町村が判断

P F I 法

※平成30年6月のPFI法改正でも変更なし

- ・コンセッション方式を採用するかどうかやその内容については、PFI法に基づき市町村が条例で定めるとともに、運営権の設定に当たり、議会の議決が必要。
- ・コンセッション事業者の利用料金については、市町村が、PFI法に基づき料金の範囲等を事前に条例で定めるため、無制限に値上がりすることはない。

2・認可権者（厚労大臣等）・市町村の関与

水道法改正

P F I 法

- ・コンセッション事業者に対する運営権の設定にあたり、厚労大臣等の許可を受けなければならない。
- ・コンセッション事業者に対し、コンセッション契約後も市町村が適切なモニタリングを行うとともに、厚労大臣等も監視・監督を行うことで、常に適切な事業運営を確保。

3・水道事業の最終責任者はあくまで市町村

水道法改正

- ・水道事業の認可はあくまで市町村が受けることとし、水道事業の最終責任は市町村が担うことを堅持。
- ・災害時など非常時の役割分担についても、厚労大臣等が確認した上で許可。

官民連携の推進に係る他事業体の検討事例

○ 他事業体での検討事例

① 宮城県（宮城県上工下水一体官民連携運営事業。平成33年度中導入予定）

ア 事業概要

人口減少により水道用水事業では供給水量の減少、流域下水道事業では処理水量の減少が見込まれ、長期的に水道料金や負担金水準の維持が困難な状況。また、水道用水供給事業及び工業用水事業では、20年～30年先に資産額の約7割を占める管路の本格的な更新を迎えることに加え、技術の継承問題が課題となっている。

これらの課題に対応し、スケールメリットと民間の力の活用によるコスト削減等による経営基盤の強化を図るため、宮城県が経営する水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業について、民間事業者が運営するもの（総合管理、管路、管渠の維持管理・更新、建物等の改築、モニタリングなどの一部の業務を除く。）。

イ 官民連携効果額

20年間で166億円～386億円のコスト削減（7.4%～14.4%削減。県期待値）

② 静岡県浜松市（浜松市水道事業の官民連携運営事業。）

ア 事業概要

施設の老朽化、将来的な使用水量の減少による減収の財務面の課題や水道事業に関わる職員の技術の継承（職員数の減少と高齢化）の技術面の課題に対応し、水道料金の負担増をできる限り抑えるため、料金決定、事業認可、経営計画、資産管理、モニタリングなど一部の業務を除き、基本的に管路の更新を含めた運営に関する全ての業務を民間事業者が運営するもの。

イ 官民連携効果額

3%～4%削減（金額ベース非公表。25年間で46%程度の値上げが必要であるが、事業費削減効果により39%程度まで値上げが抑制できると試算。）。

今後の国のスケジュール

注1: スケジュールは目安であり前後する可能性がある

注2: 政令等の名称は現段階で未定であり仮置きしたもの

2019年 夏頃まで	【政令・省令・告示】 ■ 水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 ■ 水道法施行令の一部を改正する政令 ■ 水道法施行規則の一部を改正する省令 ■ 水道の基盤を強化するための基本的な方針(基本方針) (専門委員会(※1)における審議、パブリックコメントの実施を予定) 【ガイドライン(手引き)】 □ 水道基盤強化計画の作成に関するガイドライン □ 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン □ コンセッション方式導入の許可申請等に係るガイドライン (検討会の開催、パブリックコメントの実施を予定)
2019年 夏頃	地域懇談会(※2)において改正水道法に関する説明会を開催 (全国5ブロック程度)
2019年 公布の日 (H30.12.12)か ら1年以内	改正水道法施行 (ただし、水道施設台帳の整備に係る規定は、施行日から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。)

※1 厚生科学審議会生活環境水道部会水道事業の維持・向上に関する専門委員会

※2 水道の基盤強化のための地域懇談会

出典:「水道法の一部を改正する法律について」厚生労働省資料

海外における水道事業の再公営化事例を踏まえた対応策

	事例		水道法改正等における対応策
1	水質の悪化など、管理運営レベルの低下	パリ、アトランタ、ベルリン、ブエノスアイレス、インディアナポリス、ダルエスサラーム	地方自治体が、PFI法に基づき、「実施方針」と、民間事業者との契約である「実施契約」において、設備投資も含めた業務内容、管理・運営レベルを明確に定める。 さらに、今回の法改正により、厚生労働大臣はその内容を確認した上で、許可する仕組みとしている。
2	水道料金の高騰	パリ、ベルリン、インディアナポリス、アルマトイ、クアラルンプール	まずは、地方自治体は、PFI法に基づき、条例で料金の枠組み(上限)をあらかじめ決定する。民間事業者は、その範囲内でしか料金設定ができない。 これに加え、今回の法改正により、厚生労働大臣が適切な料金設定であることを確認した上で、許可する仕組みとしている。
3	民間事業者に対する監査・モニタリング体制の不備	パリ等	まずは、地方自治体は、PFI法に基づき、民間事業者の業務内容や経営状況について定期的にモニタリングを行い、早期に問題を指摘し、改善を要求する。 これに加え、今回の法改正に基づき、厚生労働大臣が地方自治体のモニタリング体制が適切かを確認した上で許可するとともに、厚生労働省が直接、報告徴収・立入検査を行う。

海外におけるコンセッション事業等の取組事例

出典:「水道法の一部を改正する法律について」厚生労働省資料

	地域・都市	時期	主なメリット
1	リヨン地域※ ¹ (フランス)	①1997年～ 18年間 ②2015年～ 8年間	・2015年からの契約では、大ロットでの調達による設備調達費用の抑制などにより、水道料金を約20%削減
2	ループシエンヌ地域※ ² (フランス)	①1995年～ 20年間 ②2015年～ 12年間	・2015年からの契約では、新たに石灰除去施設を建設し、水道水質が向上。これに伴い、管路が高寿命化し、将来の建設投資費用を抑制。その他、発注方法の改善等により、水道料金を約15%削減
3	カンヌ地域※ ³ (フランス)	1993年～ 30年間	・ITシステムの活用により、施設稼働率の適正化、非常時対応の充実等を実現 ・コールセンターを設置するなど質の高いサービスを提供(顧客満足度調査で 高評価)
4	バルセロナ地域※ ⁴ (スペイン)	1997年～ 50年間	・限界膜ろ過や逆浸透膜を使用した新たな浄水プロセスの導入等により水道水質の安全性が向上
5	マニラ市東地区 (フィリピン)	1997年～ 25年間	・契約から10年余りで水道普及率が49%→94%に上昇 ・契約から10年余りで無収水率を51%→30%に改善

(出典)

※1 リヨン市を含む周辺54自治体。発注主体はメトロポールリヨン

※2 パリ市の東、ヴェルサイユからサン＝ジェルマン＝アン＝レーにまたがる約30自治体。発注主体はSMGSEVESC(サン＝クロード・ヴェルサイユ市郡サービス管理事務組合)

※3 カンヌ市を含む周辺8自治体。発注主体はSICASIL(カンヌ地区水道組合)

※4 バルセロナ市を含む周辺23自治体。発注主体はAMB(バルセロナ周辺地公体連合)

・ 内閣府・(株)日本政策投資銀行・(株)日本経済研究所「フランス・英国の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について 2016年8月」

・ 内閣府・(株)日本政策投資銀行・(株)日本経済研究所「欧州等の水道分野における官民連携制度と事例の最新動向について(2) 2017年10月」

・ 世界銀行・民活インフラ助言ファシリティ・(発行: 日本水道新聞社)「都市水道事業の官民連携 2012年4月」